

かつらぎ町田舎暮らし体験住宅の申込にあたって

この度は、かつらぎ町の田舎暮らし体験住宅に関心をお寄せいただき、ありがとうございます。申し込み要領は下記の通りですので、ご確認のうえ、お申込み下さい。

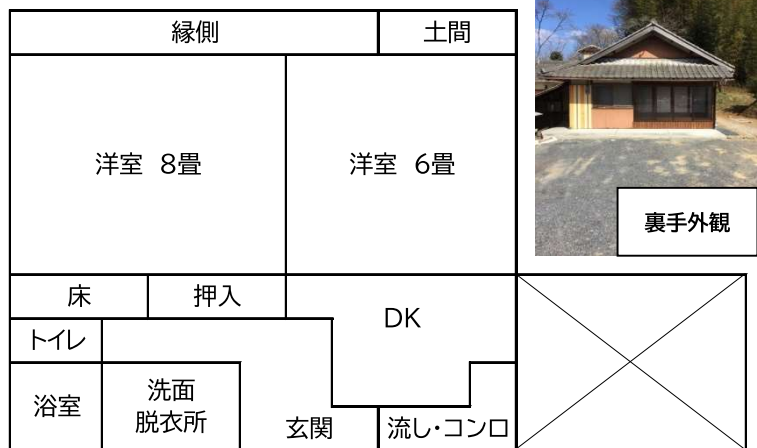
天野体験住宅

住 所	かつらぎ町大字下天野 1042 番地の 2
構 造	木造瓦葺平家建(77.60 m ²)
築 年	築年月日不詳
設 備 ・ 備 品	【設備】簡易水道 / 合併浄化槽 / 電気(関西電力) / 給湯(灯油) 【備品】エアコン / 冷蔵庫 / 洗濯機
駐 車 場	駐車場なし(近隣住民の方へ相談可)
公 共 交 通	最寄駅は、JR和歌山線「笠田」駅 車で約 20 分 ※自家用車の使用をお勧めします
付 近 の 状 況	公共施設として「天野地域交流センター」あり その他、近隣に丹生都比売神社や農協等あり
そ の 他	●光回線サービスの利用が可能です(入居者による契約が必要です) ●光回線サービスの光テレビサービスを利用せず、テレビ視聴される場合は、別途共同視聴組合への加入が必要です。 ●一部に使用できない部屋があります。(出入りすることができません) ●隣接する民家と一部屋根を共有しています

<位置図>

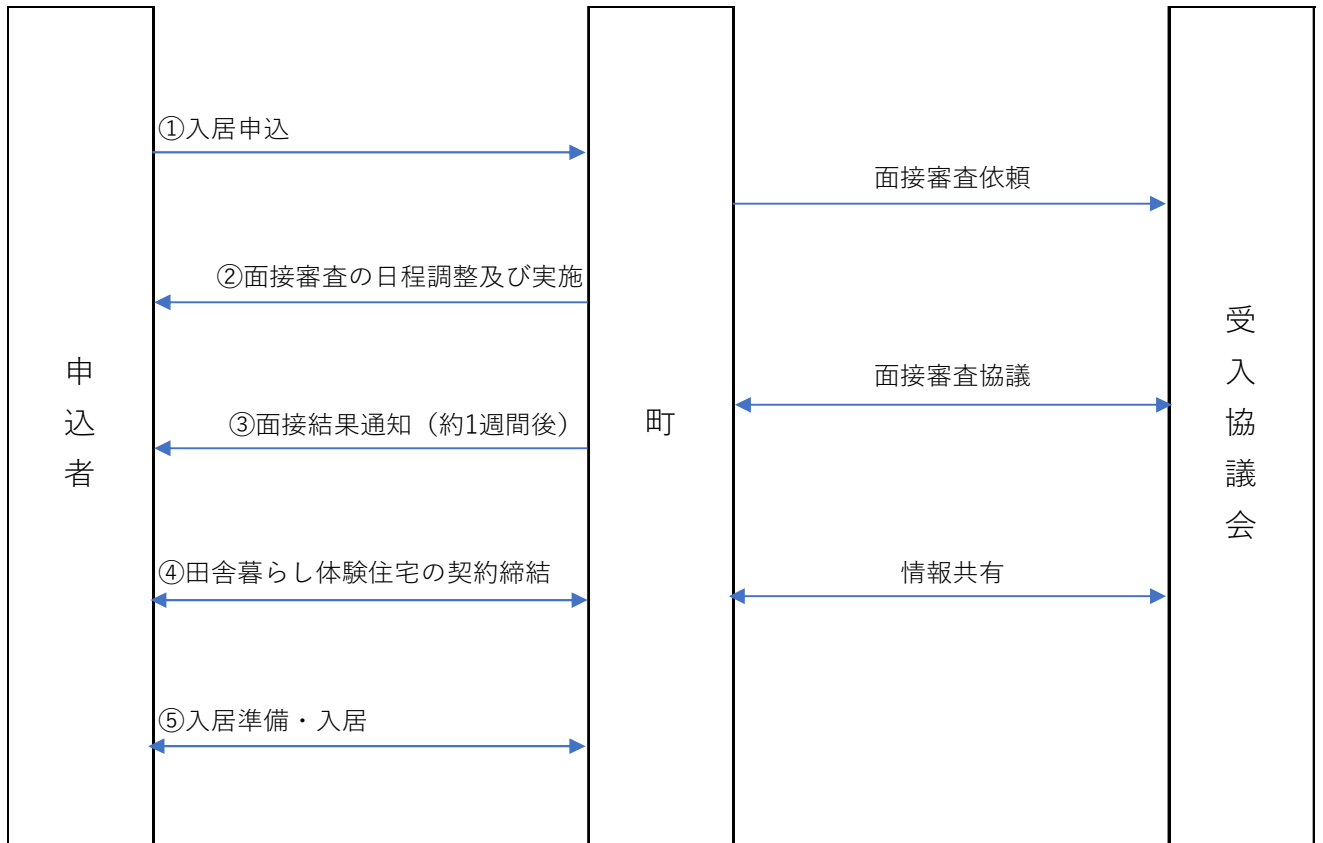


<間取り・体験住宅写真>



田舎暮らし体験住宅の入居手続きについて

- | | |
|---------------------------|---------------|
| ①田舎暮らし体験住宅入居申込書の提出(様式第1号) | 【申込者→町】 |
| ②田舎暮らし体験住宅の面接審査 | 【町・受入協議会→申込者】 |
| ③面接審査の結果通知(様式第2号) | 【町→申込者】 |
| ④契約書の締結(※1) | 【町=申込者】 |
| ⑤田舎暮らし体験住宅への入居(※2) | |



<手続きに関する注意事項>

※1 契約書は、決定日から14日以内に町と入居決定者及び連帯保証人(1名)が署名と押印を交わし、契約締結となります。

連帯保証人とは・・・入居決定者と生計を別にし、入居決定者に代わり家賃の支払い能力を有する方。

連帯保証人を変更する場合は、町へ承認を得る必要があります。

※2 入居決定者は、入居可能日から14日以内に入居しなければならない。

(事前承認あればこの限りでない)

田舎暮らし体験住宅の入居要件

この体験住宅の利用にあたっては、下記の条件を全て満たすことが必要です。

- かつらぎ町への移住を希望し、町外から転入しようとする者
- 地方税を滞納していない者
- 入居期間中、円滑かつ積極的に地域住民との交流をもち、地域の自治会活動等へ参加する意志がある者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

入居に関する遵守事項など

- 田舎暮らし体験住宅は、移住希望者に対し、気候、風土、生活等を体験できる機会を提供し、移住定住の推進による活力に満ちた地域づくりを図ることを目的としているため、地域居住や週末のみの居住は好ましくありません。
- 入居期間は、1カ月以上12カ月以内の間で居住できる方
- 体験住宅の使用について必要な注意を払い、適切な管理保管をお願いします。
特に火気の取り扱いに注意し、冬期には水道の凍結を防止するとともに、盗難の予防に努めてください。
- 体験住宅の周辺の除草及び清掃を適宜行い、体験住宅敷地を適正に管理するとともに、環境の整備をすること。
- ペット(犬、猫その他鳥獣類)は飼育できません。
- 地域住民と交流を図りながら良好な関係を構築するよう努めること。
- ごみは、決められたルールに従い排出してください。
- 体験住宅の全部又は一部を他の者に貸し、又は入居の権利を譲渡してはいけません。
- 住宅以外の用途には使用できません。
- 体験住宅を模様替え、又は増築してはなりません。
ただし町長の承認を得たときはこの限りではありません。
- 15日以上継続して体験住宅を使用しない場合は届け出をしてください。
使用しない期間についても家賃その他費用負担及び管理保管の責任を負担いただきます。
- 新たに同居人とする者がいる場合は、事前に申請してください。

入居に伴う禁止事項

- 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為
- 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為
- 興行、展示会、その他これに類する催しをする行為
- 文書、図画、その他の印刷物を貼付又は配布する行為
- 周辺地域の住民及び集落に迷惑を及ぼす行為
- その他体験住宅の使用にふさわしくない行為

田舎暮らし体験住宅の明渡し

(かつらぎ町田舎暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例第22条)

入居者が下記のいずれかに該当する場合は、町から入居者に対して田舎暮らし体験住宅の明渡しを請求することができます。

- 偽りその他不正の行為により入居決定を受けたとき。
- 家賃を3月以上滞納したとき。
- 体験住宅及び設備等を故意に毀損したとき。
- 入居決定の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- 正当な事由なく15日以上体験住宅を使用しないとき。
- 遵守事項及び禁止事項に抵触したとき。
- 体験住宅の入居期間が満了するとき。
- 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

上記の理由により明渡しにより、入居者に損害が生じても町はその責を負いません。

その他

- 体験住宅の管理上、立入調査を実施する必要がある場合は、入居者へ依頼し、承諾を得たうえで実施することがあります。
- 体験住宅の防火、火災の延焼及び構造の保全並びにその他住宅の管理上特に必要があると認めるときは、あらかじめ入居者の承諾を得ることなく、体験住宅内に立ち入ることがあります。
また、入居者は正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。
- 食器・什器・暖房器具・照明器具等・生活に必要なもので体験住宅に備えないものは、ご自身でご用意いただきます。
- 田舎暮らし体験住宅の修繕に要する費用のうち、畳の表替え・障子の張替え・ふすま紙の張替え・破損ガラスの取替え等の軽微な修繕・給水栓・点滅器・付帯設備等の構造上重要でない部分の修繕について負担いただきます。
- 電気、ガス、水道の開栓・閉栓手続き、インターネット利用に関する申し込み手続きとその使用料負担は、入居者ご自身となります。
- かつらぎ町の田舎暮らし体験住宅

名称	所在地	構造	大きさ	家賃
天野体験住宅	かつらぎ町大字下天野1042番地の2	木造瓦葺平家	77.60m ²	30,000円
新城体験住宅	かつらぎ町大字新城753番地の2	木造垂鉛メッキ鋼板葺平家	195.96m ²	30,000円
四郷体験住宅	かつらぎ町大字広口1193番地の2	木造スレート葺平家	88.79m ²	30,000円

●連絡先

施設	電話番号	手続き区分	所要日数	必要な物
役場	0736-22-0300(代)			
役場上下水道課	0736-22-6566	水道	1日	・申込書、認印 ・手数料(1,500円)
関西電力(名義変更)	0800-777-8810	電気	当日(通電中)	01 74 0913 02 2703
池常燃料石油店(※) (株)キタグチ 北林鉄工所 藤井商店 JA 紀北かわかみ かつらぎ南支店	0736-22-2506 0736-22-0236 0736-22-1055 0736-25-0018. 0736-22-1200	ガス	1週間	
eo インフォメーションセンター	0120-34-1010	インターネット	2ヶ月	
共同視聴組合	地元の方へ	テレビ	引越し後、手続き	・年間利用料 (約 3,000円)

*この田舎暮らし体験住宅は、一般住宅を改修し、活用しています。

いずれも山間地域にあり、家の構造上、冬季はかなり冷え込みます。この施設で気候や風土・その土地の週間や生活を体験いただき、移住に備えてみてはいかがでしょうか！

移住に関するお問い合わせは、かつらぎ町役場企画公室までお願いいたします。